

「人・暮らし」からの視点

目標3 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現

○ 安心して子育てができる良質な住宅の確保と居住環境を整備するとともに、いきいきと生活できるまちづくりを推進します。

(1) 子育て世帯等への入居支援【重点施策】

県営住宅では、子育て世帯の入居を一層促進するため、2017（平成29）年度に優遇倍率や入居者資格、入居期間を見直しました。今後も、子どもの貧困対策等に取り組むとともに、併せて入居者の若返りとそれによるコミュニティの活性化を図ります。

また、住宅供給公社やURの一部の住宅では、入居時にかかる初期費用を抑えることができるフリーレントの取組を行っています。さらに、URでは、子育て世帯を応援するため、子育て世帯向けに家賃を減額する取組も行っています。これらにより、公的賃貸住宅に入居する際の費用の負担を少なくできるため、その取組の促進に努めるとともに情報提供を行います。

(2) 子どもを産み育てやすい住まいの確保

子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進めるためには、子どもを育てる家庭に適した良質な住まいの確保が重要です。

県では、対面キッチン化や浴室乾燥機の設置など、子育てしやすく家事負担の軽減につながるリフォーム¹を促進するとともに、子どもの人数や生活状況等にに応じて柔軟な住替えができるよう既存住宅の流通を促進します。

また、長期優良住宅²の普及促進を図ることで、良質で長期に使用できる住宅ストックを形成し、子どもを産み育てやすい良質な住宅の確保へ向けた取組を推進します。

(3) 子育て支援施設等の整備の促進

子育て世帯が安心して子育てを行い、居住の安定を確保することを目的として、公的賃貸住宅の空き住戸等を地域で活動するNPO³に貸し出すことなどにより、子育て支援施設等の地域拠点を整備し、多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる環境整備を促進します。

また、空き家等の既存ストックを活用した、地域の交流拠点の整備による子育て支援機能の充実を促進します。

¹ リフォーム：増改築や模様替え、修繕など。

² 長期優良住宅：構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び一定の維持保全計画を策定して、所管行政庁に申請し、認定を受けた住宅。

³ NPO：社会に貢献する活動を行う民間非営利団体。

■ わかば親と子のひろば そらまめ（県公社若葉台団地）



(4) 多世代が支えあう住まいまちづくりの推進

若年・子育て世帯や高齢者世帯などの様々な世代が互いに支え合いながら生活することは、若年・子育て世帯にとっては子育て支援等を期待できる一方で、高齢者世帯にとっては高齢期の住まい等に係る不安を軽減できる等のメリットがあります。さらに、市町村にとっては、若年世帯の定住対策としても有効性が期待できるため、多世代が支えあう取組の促進に努めます。

また、結婚・出産を希望する若年・子育て世帯等が、収入等の状況に応じて、適切な質、広さの住宅に居住できるよう、多世代居住のまちづくりなどの様々な施策を促進します。

ア 多世代居住のまちづくり等の推進

交通や日常生活の利便性など、本県が持っている住生活に係るポテンシャルは比較的高いことから、これらの強みを生かすとともに、住宅地における「住民のつながり」や「地域らしさ」をさらに向上させるために、多世代居住のまちづくり等を推進します。

イ 子育て応援マンションの普及促進

子育て支援施設を併設したマンションなどを認定することで、民間住宅市場における子育てにやさしい住宅を普及するための市町村の取組を支援します。

ウ シェアハウス¹の普及促進

空き家の利活用などにより、若年世帯やひとり親世帯向けなど、様々なシェアハウスが供給されています。これらのシェアハウスは、家族構成や生活状況等に応じた、柔軟な住まいの選択肢の一つとして有効であるため、その促進に努めます。

¹ シェアハウス：一つの賃貸物件に親族ではない複数の者が共同で生活する共同居住型賃貸住宅。居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室が共用部分に備えられている。

エ D I Y型賃貸住宅¹の普及促進

県住宅供給公社の一部の住宅では、入居者自身のD I Yによる内装等の工事を可能とし、原状回復不要の「セルフリノベーション制度」を導入しています。この制度では、通常の住宅よりも安い家賃設定とし、入居前に行う工事期間に相当する分の家賃を免除しています（工事に要する費用は入居者負担）。

これらD I Y型賃貸住宅の取組は、ユーザーの好みに応じて室内を改修することができるとともに、低廉な家賃で住宅を借りることも可能となるため、その促進に努めます。

■ セルフリノベーション事例（県公社二宮団地）

Before（引渡し時）



After（入居者施工後）



■ D I Y型賃貸借の主なメリット

DIY型賃貸借の主なメリット	
貸主のメリット	借主のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の状態で賃貸でき、修繕の費用や手間がかからない ■ 借主がDIY工事を行うため愛着が生まれ長期入居が見込まれる ■ 引渡し時に設備・内装等がグレートアップしている可能性もある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分好みの改修ができ、持ち家感覚で居住できる ■ DIY工事費用を負担する分、相場より安く借りられる ■ DIY工事部分は原状回復義務をなしとすることもできる

出典：国土交通省 「D I Y型賃貸借のすすめ」

（成果指標）

- 子育て世帯に配慮した県営住宅の住戸数（県営住宅で、子育て世帯向けに募集した戸数）
1,172戸（2020（令和2））→ 1,422戸（2025（令和7））
- 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率
37%（2019（令和元））→ おおむね5割（2030（令和12））

¹ D I Y型賃貸住宅：工事費用の負担者が誰かに関わらず、借主の意向を反映して住宅の改修を行うことができる賃貸借契約やその物件。D I Yとは、do it yourself の略語。

目標4 高齢者がいきいきと暮らせる住生活の実現

○ 人生100歳時代に向けて、高齢者が住み慣れた住まいや地域で暮らし続けるために、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりと、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 高齢者が暮らしやすい住まいの確保と住み替え支援

高齢者が健康でいきいきと暮らすためには、高齢者が暮らしやすい住宅への改修や住み替え支援に取り組むことが重要です。

そのため、長年住み慣れた住まいに、高齢になってもそのまま住み続けることができるよう、住宅のヒートショック¹対策やバリアフリー²化など、高齢期に備えた既存住宅の改修に関する配慮事項を示した、国土交通省の「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及啓発に努めます。また、高齢者が安心して身近な地域で事業者を選択できるように、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会が設けている「高齢者向け住宅改造施工業者登録制度³」の普及促進に努めます。

一方、高齢期の住み替えについては、かながわ住まいまちづくり協会が事業主体となり、社会福祉協議会や不動産団体と連携して入居支援を行う「住まい探し相談会」や、高齢者の安否確認を行う「神奈川あんしんすまい保証制度」により、高齢者の円滑な入居と見守り支援を行っています。

今後も、改修や住み替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進に努めます。

なお、自宅などを担保にして金融機関から資金を借りるリバースモーゲージ⁴は、自宅を売却することなく住み続けたままで、生活資金等をつくることができ、高齢者世帯の居住の安定につながるため、その普及啓発に努めます。

(2) サービス付き高齢者向け住宅⁵の供給及び適正管理の促進【重点施策】

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供し、地域に開かれた高齢者の生活を支援する施設（高齢者生活支援施設）等を併設した、バリアフリー化された高齢者向け住宅です。

この住宅の供給を促進するため、県居住支援協議会を活用するなどにより、制度の普及啓発に努めます。

¹ ヒートショック：入浴前後などの温度の急激な変化により、心血管系疾患、脳血管疾患、熱中症等の症状が発生すること。

² バリアフリー：住宅などにおいて、身体的ハンディキャップに対する行動、生活上の障害を取り除くよう配慮することをいい、広い廊下幅への拡幅、段差の解消、手すりの設置などがある。

³ 高齢者向け住宅改造施工業者登録制度：公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会が指定する講習会を受講し、高齢者向け住宅改修などに係る知識を習得した業者を登録する制度。

⁴ リバースモーゲージ：借り手（高齢者）が自らの持ち家に継続居住しながら、その住宅を担保として生活資金を借り入れ、死亡時にその住居を売却することにより借入金を清算する制度。なお、リバースモーゲージの普及にあたっては、担保割れリスク等の課題が存在する。

⁵ サービス付き高齢者向け住宅：高齢者向けの賃貸住宅であって、廊下幅、段差解消、手すり設置などのバリアフリー構造であり、安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅。高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく都道府県知事（または政令市長・中核市長）への登録制度により登録されたものだけがこの名称を使用できる。

また、バリアフリーなど住宅の仕様や構造・設備等の住宅の質や生活支援サービスなどの運営管理の質を確保するため、運営する事業者等に対して、講習会の実施などにより「神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」を普及啓発するとともに、定期的な報告を求め、立入検査等を実施します。

なお、入居を希望する高齢者が、低廉な家賃で良質なサービス付き高齢者向け住宅に入居できるよう、既存ストックの活用も促進していきます。

■ サービス付き高齢者向け住宅



(3) 高齢者向けの良質な公的賃貸住宅の整備の促進

県は、高齢者向けの良質な賃貸住宅の供給を促進するため、モデル事業を行い、市町村事業として高齢者向け優良賃貸住宅¹（地域優良賃貸住宅(高齢者世帯)）や県住宅供給公社によるケア付き高齢者住宅²の整備を行ってきました。

また、高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう、生活援助員（ライフサポートアドバイザー³）を配置するなど、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮した高齢者向けの公営住宅（シルバーハウジング⁴）の整備も行ってきました。

これらの高齢者向けの良質な公的賃貸住宅は、地域福祉施策との密接な連携が不可欠であることから、市町村への働きかけを行い、その整備を促進します。

¹ 高齢者向け優良賃貸住宅：高齢者の身体的機能に対応した設計、設備など高齢者に配慮した良質な公的賃貸住宅のことで、建設などに要する費用と家賃の減額に要する費用が助成されるもの。

² ケア付き高齢者住宅：日常生活のサービスや緊急対応、一時介護などが受けられるケアサービス付きの共同住宅。

³ ライフサポートアドバイザー：ある住宅に居住している高齢者に対し、必要に応じて生活指導や相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う。生活援助員ともいう。

⁴ シルバーハウジング：住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に、ハード・ソフトの両面にわたり高齢者の生活特性に配慮した住宅で、ライフサポートアドバイザーによる安否の確認や生活相談、緊急時の対応などの福祉サービスが適切に受けられるよう配慮されている。

(4) 公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備

県営住宅では、今後10年間で建替え時期を迎える住宅が急増するため、今後の整備は建替えに集中し、そのスピードを速めていくことにより、バリアフリー化や居住性能の向上に取り組めます。また、県営住宅における高齢単身世帯の応募倍率は、一般世帯に比べ常に高い倍率となっています。今後も高齢単身者のニーズは増加が見込まれていますので、世帯向け住宅のうち小規模なものを高齢単身者向けに転用するなど、高齢単身者対策の強化に総合的に取り組めます。

市町村営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進めます。

県住宅供給公社では、一般賃貸住宅の付帯サービスとしてITによる見守り支援（通信機器をトイレや冷蔵庫等に設置し、一定期間ドアの開閉がない場合に、緊急連絡先に登録された方へメールでお知らせする安否確認サービス）の導入等により、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを進めています。

また、URにおいても、バリアフリー化等の改良に継続して取り組めます。

(5) 高齢者支援の地域拠点等と連携した公的賃貸住宅の整備・促進

県営住宅や住宅供給公社、URなどの公的賃貸住宅においては、急増する高齢者の入居者に対応するために、市町村やNPO、社会福祉法人等で地域福祉活動を行っている団体と連携しながら、社会福祉施設や高齢者支援施設、孤独・孤立対策に資するコミュニティスペース等の生活支援や地域交流の拠点などを併設した住宅の整備・促進に努めます。

また、関係機関と連携、協働しながら、住戸改善等による居住環境の向上と、地域の高齢化やコミュニティ活力の低下への対応を図り、県営住宅や住宅供給公社、URの賃貸住宅などにおける連携と協働の仕組みづくりにつなげます。

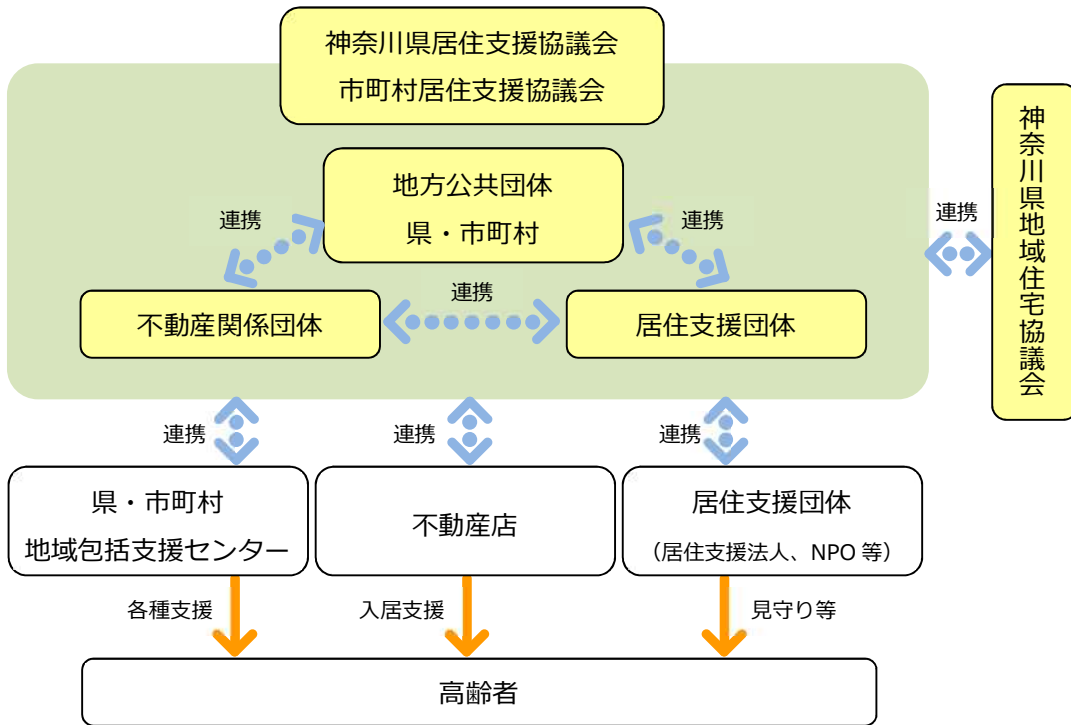
(6) 高齢者の居住の安定確保に向けた総合的な施策の推進【重点施策】

超高齢社会を乗り越えるためには、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりと、いきいきと暮らせるまちづくりを実現することが重要です。

そのため、高齢者向けの住まいの供給や、高齢者施設等の計画的な整備により高齢者の居住環境の向上を目指すハード施策と、高齢者を地域で支える力を強化するための互助体制の構築や、健康の視点を取り入れた新たな居住コミュニティの創出・再生を図るソフト施策の両面から、住宅施策と福祉施策に一体的に取り組む「神奈川県高齢者居住安定確保計画¹」の各施策を総合的に推進します。

¹ 神奈川県高齢者居住安定確保計画：高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき定めた計画で、県土整備局と福祉子どもみらい局の共管のもと、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、県民が安心して暮らせる社会を実現することを目的とした計画。

■ 居住安定を確保するための高齢者への支援のイメージ



(成果指標)

- 高齢者や障がい者等に配慮した住宅の整備（高齢者の居住する住宅における、2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消のいずれかを実施した住宅ストックの割合）
42%（2018（平成30））→ 55%（2030（令和12））
- 高齢者の安定した住まいの確保としてサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数
14,147戸（2020（令和2））→ 19,000戸（2028（令和10））
- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
2.7%（2020（令和2））→ 4%（2030（令和12））
- 県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅数（建替え・個別改善等を行った県営住宅の戸数）
23,837戸（2020（令和2））→ 25,200戸（2025（令和7））
- 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率【再掲】
37%（2019（令和元））→ おおむね5割（2030（令和12））

目標5 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

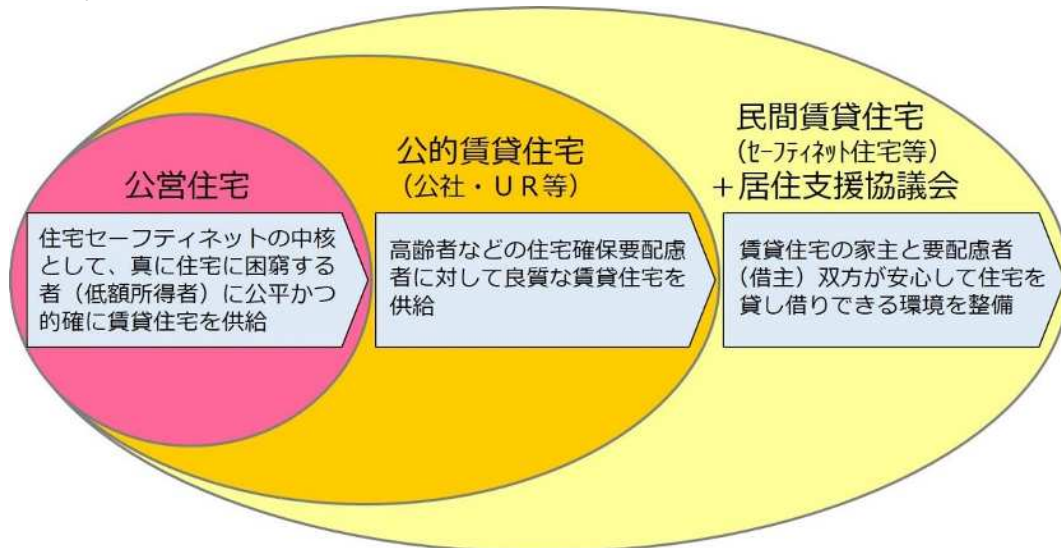
○ 低額所得者、被災者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者が、安心して暮らせる住宅を確保するため、住宅セーフティネット機能を強化します。

(1) 重層的な住宅セーフティネットとして機能する住宅の確保と供給の促進【重点施策】

本県では、低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者は増加傾向にあり、特に、一人暮らしの高齢者世帯が今後さらに増加していくことが見込まれることから、住宅セーフティネットに係る各種取組を一層強化する必要があります。

そこで県は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核として、住宅供給公社やURなどが管理する公的賃貸住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進します。

■ 重層的な住宅セーフティネット



ア 公営住宅を活用した居住の安定の確保

(ア) 県営住宅の計画的な建替えと入居支援

県営住宅は、重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割があり、今後も長期にわたって需要が見込まれていることから、現状の約4万5千戸を維持し、子育て世帯や高齢単身者など、多様化する住宅困窮者の入居支援に取り組みます。

また、今後10年間で建替え時期を迎える住宅が急増するため、今後の整備は建替えに集中し、そのスピードを速めていくことにより、バリアフリー化や居住性能の向上に取り組みます。建替えにあたっては、これまでの県直営建設方式だけでなく、PPP/PFI¹など様々な民間活力の導入を積極的に

¹ PPP/PFI：PPP (Public Private Partnership) とは、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設の整備等の効率化や公共サービスの水準の向上を目指す手法のことをいう。その主要な手法としては、PFI方式、指定管理者制度、包括的民間委託等がある。PFI (Private Financial Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に社会インフラを整備・運営する手法。

推進します。その他の住宅についても計画的な修繕を行うなど、適切な整備と維持管理に取り組みます。

さらに、県営住宅の募集にあたっては、障がい者世帯、母子・父子世帯、DV被害者、犯罪被害者等について、引き続き、抽選の当選率の優遇や単身者向け住宅への入居、身体障がい者向け住宅の提供等を行います。併せて、公平性・透明性のさらなる確保のため、入居後に入居要件を満たさなくなった世帯には住み替えてもらうなど、入居管理の厳正化を促進します。今後も引き続き入居支援の取組を進めるとともに、市町村や社会福祉協議会など関係機関と連携し、入居後の適切な支援を行います。

(イ) 市町村営住宅におけるストック再生・活用

市町村営住宅については、建替え事業や高齢者対応等の改善事業など、地域の実情に見合った施策を行っていけるよう、県は、各市町村の住宅施策を地域住宅計画に位置づけ、交付金制度を活用できるよう支援します。

イ 公営住宅以外の公的賃貸住宅を活用した居住の安定の確保

公営住宅以外の公的賃貸住宅も、高齢者などの住宅確保要配慮者に対して既に良質な住宅を供給していることから、今後も引き続き活用することによって、公営住宅とともに、県全体の住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

また、住宅供給公社による連帯保証人に代わる制度や、URにおける保証人不要の入居基準について、県は住宅確保要配慮者に対して情報提供を行い、周知を図ります。

ウ 民間賃貸住宅を活用した居住の安定の確保

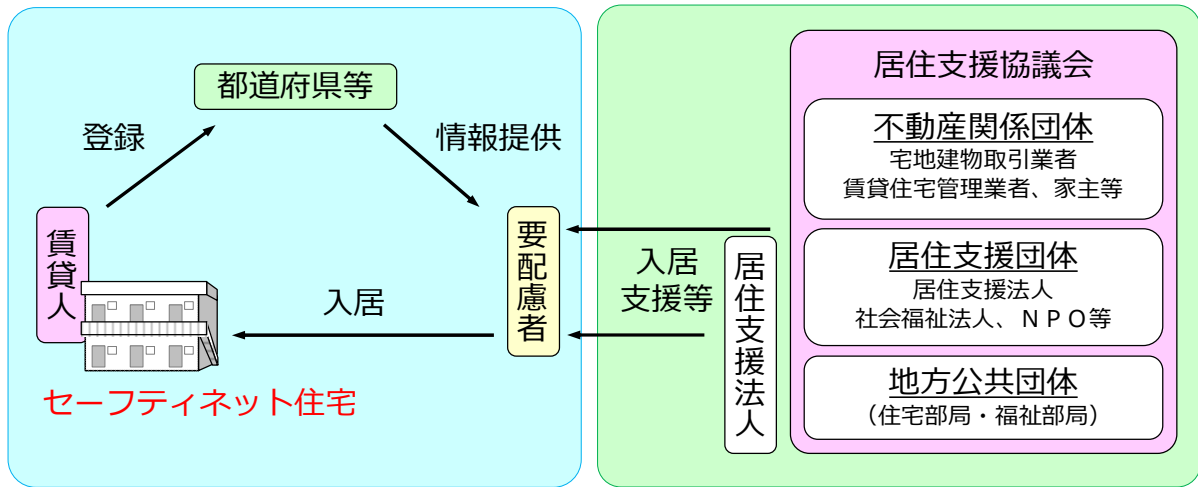
住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るためには、公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を積極的に活用し、重層的な住宅セーフティネット機能を強化していくことが重要です。

こうした中、県では、住宅セーフティネット法の改正を踏まえ、セーフティネット住宅の登録制度を2017（平成29）年より開始しました。

今後も、セーフティネット住宅の登録促進に向けて、県居住支援協議会等と連携し、制度の普及・啓発等に取り組みます。

また、県居住支援協議会や住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）による居住支援の取組を充実することにより、賃貸住宅の家主と住宅確保要配慮者（借主）双方が安心して住宅を貸し借りできる環境の整備を推進します。

■ 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット制度のイメージ



(2) 県居住支援協議会を活用した住宅確保要配慮者への居住支援【重点施策】

ア 福祉施策との連携による取組の推進

県居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、住宅セーフティネット法に基づき設立した協議会で、県及び全市町村、宅地建物取引業者、賃貸住宅事業者、居住支援団体等で構成されています。

この協議会では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や賃貸住宅の供給の促進などについて協議するとともに、要配慮者からの住宅相談への対応や要配慮者向けの賃貸住宅等の情報発信、安否確認といった生活支援サービスの紹介などに取り組んでおり、引き続き、住宅施策と福祉施策との連携により居住支援の取組を推進します。

また、セーフティネット住宅の登録を促進するため、賃貸人や不動産店等を対象とした居住支援法人の活動内容の発表会や、居住支援法人と賃貸人等をつなぐマッチング相談会を行うなど、居住支援の取組をさらに充実します。

イ 住情報提供の充実

県居住支援協議会では、県内で住まいを探している方に向けて、公的賃貸住宅やセーフティネット住宅、サービス付き高齢者向け住宅など公益性の高い賃貸住宅の入居募集情報等をまとめた「かながわ住まいの情報紙¹」を定期的に発行するとともに、同協議会のホームページにより住情報の提供を行っており、こうした取組をさらに充実します。

¹ かながわ住まいの情報紙：神奈川県が県民向けに発行する冊子で、公的賃貸住宅（県・市町村営住宅、特定優良賃貸住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅等）の募集情報及び民間賃貸住宅（セーフティネット住宅、あんしん賃貸住宅）の登録情報を掲載する。県のほか、市町村の窓口でも配布。

(3) 市町村居住支援協議会の設立の促進

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定を確保するためには、各地域において、実情を踏まえたきめ細やかな居住支援を積極的に行う必要があります。そのためには、支援に関係する様々な団体が連携を深めていくことが重要です。

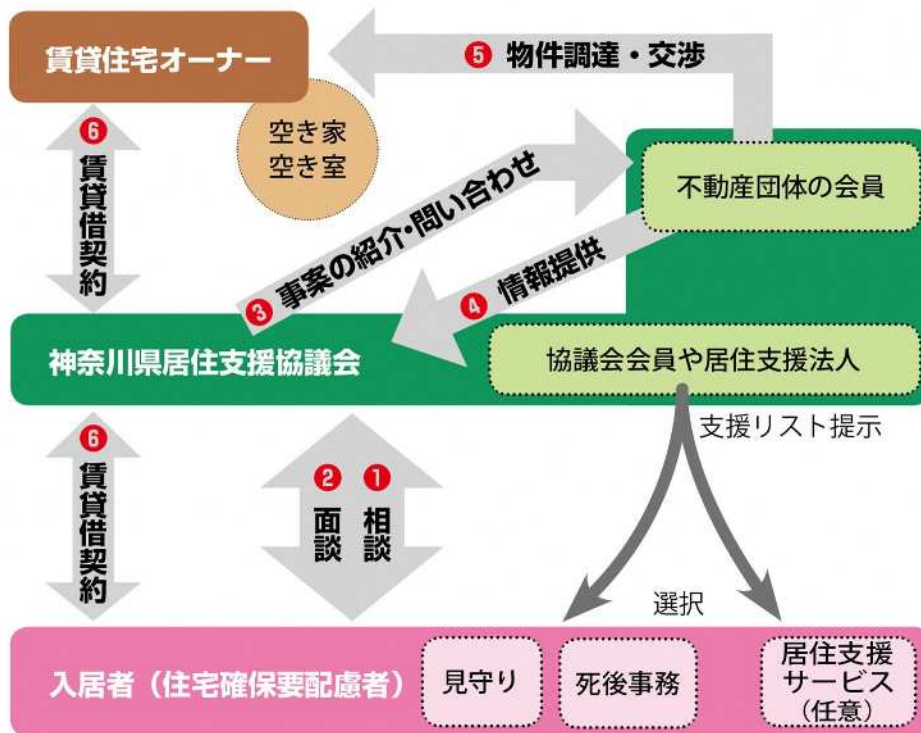
そこで、県居住支援協議会は、既に設立されている市町村の居住支援協議会の活動事例の勉強会などを通じて、地域における不動産団体及び居住支援団体等の連携強化を図り、市町村による居住支援協議会設立を促進するとともに、複数の自治体により協議会を設置する場合には、広域連携市町村協議会の設立などを支援します。

(4) 居住支援法人による取組の充実

住宅確保要配慮者に対する持続的な居住支援を図るため、県は、福祉関係団体等と連携しながら、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援法人の指定を促進します。

また、居住支援法人と他の居住支援法人や市町村、不動産業者等をつなぐネットワークづくりを進めるとともに、転貸事業と生活支援がセットになった新たな居住支援の仕組みづくりを行うことなどにより、居住支援法人が持続的に活動できるよう支援します。

■ 県居住支援協議会による転貸事業のスキーム



(5) 多様な住宅確保要配慮者への居住支援

ア 生活困窮者への居住支援

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う解雇等により、住居の確保が困難となった方へ、公的賃貸住宅の一時提供を、市町村や住宅供給公社と連携して実施しています。

今後も必要が生じた場合には、公的賃貸住宅等を活用して、離職者等に対する居住支援を図ります。

イ 外国人への居住支援

外国人の住まい探しを円滑にするため、不動産仲介業者の協力店である「外国人すまいサポート店」・「あんしん賃貸協力不動産店」の登録や、外国人などの入居を拒まないセーフティネット住宅・あんしん賃貸住宅の登録、多言語パンフレットの配布などによる居住支援を進めます。

また、県居住支援協議会や外国人居住支援ネットワーク運営協議会¹を活用して、不動産団体やNPO、行政などが外国人の住まいについて意見交換を行い、外国人に対する居住支援を図ります。

ウ 障がい者等への居住支援

県営住宅では、障がい者世帯、母子・父子世帯、DV被害者、犯罪被害者等に対して、これまでも抽選の当選率の優遇や単身者向け住宅への入居、身体障がい者向け住宅の提供等を行ってきました。

今後も引き続き入居支援の取組を進めるとともに、建替えにあたっては、一定数の身体障がい者向け住宅の整備を進めます。

また、重度障がい児・者の日常生活を支援するため、市町村が行う住宅設備改良費用に対する補助を行うとともに、交付金制度の活用を促進します。

さらに、刑務所出所者等に対する居住を支援するため、県居住支援協議会に参画している保護観察所や矯正施設、県地域生活定着支援センター、居住支援法人等の関係団体と連携を図ります。

(成果指標)

○ 県営住宅における居住環境改善住戸数（建替え・個別改善等を行った県営住宅の戸数）

23,837戸（2020（令和2））→ 25,200戸（2025（令和7））

○ 居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率

71%（2020（令和2））→ 90%（2030（令和12））

¹ 外国人居住支援ネットワーク運営協議会：外国人の方が言葉の壁などによりすまい探しが難しいことに対応するため、関係機関の協力を得て、賃貸住宅の仲介を行う不動産店の紹介や入居後のトラブル相談、通訳ボランティアの派遣などを行うことにより、外国人の方のすまい問題の解決を図ろうとする居住支援システムが円滑に運営されるよう、不動産業界団体、民族団体、各地域の国際交流協会、YMCA、かながわ外国人すまいサポートセンター、行政（神奈川県、横浜市、川崎市）がつくるネットワーク組織。